

公正証書遺言のすすめ

👉 こんな方には遺言作成をお勧めします。

- 子のいない夫婦だが、妻にだけ遺産を渡したい。
- 事実婚（内縁）の妻子に遺産を渡したい。
- 家業を子の1人だけに継がせたい。
- 子の嫁がしてくれる介護の世話を報いたい。
- 再婚後の子と前妻の子とで相続争いのないようにしたい。

👉 公正証書遺言と自筆証書遺言、どちらがお勧め？

| | 公正証書遺言 | 自筆証書遺言 |
|----|---|--|
| 長所 | <ul style="list-style-type: none">・ 公証人が関与するため、法的に有効な遺言を作れる。・ 公証役場で保管されるため、紛失・処分される等の心配がなく、偽造や変造のおそれがない。・ 相続発生時に家庭裁判所での検認がいらないので、手続きが早い。 | <ul style="list-style-type: none">・ 自分で簡単に作ることができる。・ 誰にも知られずに作ることができる。・ 費用がかからない。 |
| 短所 | <ul style="list-style-type: none">・ 費用がかかる。・ 証人2名が必要。・ 証人に遺言の内容が分かってしまう。 | <ul style="list-style-type: none">・ 内容や記載方法が適法かどうかチェックしてくれる人がいないため、法的には無効な遺言になってしまうことがある。・ 遺言の存在に誰も気づかないことがある。・ 偽造・変造・隠匿のおそれがある。・ 相続発生時には家庭裁判所で検認を受ける必要があるため、時間がかかる。 |

自筆証書遺言は、作成時には手軽に作成することができますが、やや確実性に欠ける遺言です。公正証書遺言は作成時に手間がかかるのが欠点ですが、この点については司法書士がお手伝いさせていただくことによって、スムーズに作成頂くことができます。せっかく残された遺言が無効になってはいけませんので、確実性の高い公正証書遺言をお勧めしています。

👉 公正証書遺言の作成費用は、**12万円位～**かかります。

※ 公証人の手数料により変わってきます。

報酬：7万円

・ 遺言書案作成 50,000円 ・ 証人日当 10,000円×2名

実費：5万円位～

・ 必要書類取得費用

・ 公証人の手数料：遺言の対象とする財産の価額に応じて定まります。

例) 1,400万円の土地建物を妻に、預貯金800万円を長男に相続させる遺言
証書作成 40,000円 + 遺言加算 11,000円 = 51,000円